

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成22年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成22年2月26日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

		宮古漁業協同組合	150									1							
大槌川	内共第 11 号	大槌河川漁業	300	120	20	5				2		2							
小鍬川	内共第 12 号	協同組合	200	120	7	5				2		2							
鵜住居川	内共第 13 号	鵜住居川漁業協同組合	400	50	30	10		10		3		4							
片岸川	内共第 14 号	唐丹町河川漁業協同組合	50	15	15					2		1							
熊野川	内共第 15 号	業協同組合	50	15	15					2		2							
吉浜川	内共第 16 号	吉浜漁業協同組合		52	31							2							
盛川	内共第 17 号	盛川漁業協同組合	800	400	50	30				7		1	2				4,500		
気仙川	内共第 18 号	気仙川漁業協同組合	1,573	800	100	50		10		2		22	2				4,800		
新井田川	内共第 19 号	西部九戸河川漁業協同組合	200	140	30	30		10			2	2	2						
馬淵川	内共第 20 号	上馬淵川漁業協同組合	900	400	100	20						5							
		南部馬淵川漁業協同組合	2,500	200	100	50							2	2					
米代川	内共第 21 号	岩手県米代川漁業協同組合		37	30							2							
北上川(上流部)	内共第 22 号	北上川漁業協同組合	530	200	65	30		10				2	1						
岩洞湖	内共第 23 号	岩洞湖漁業協同組合		80	60			200	120			5		10	5	5			20,000
松川	内共第 24 号	松川淡水漁業協同組合	200	150	300							4	3						

雫石川	内共第 25 号	雫石川漁業協同組合	2,000	500	150			350						16	1					1,000	
		雫石川東部漁業協同組合	200	30	20	10		10							5	2					
築川	内共第 26 号	盛岡河川漁業協同組合	300	200	30	10								5	2						
稗貫川	内共第 27 号	稗貫川漁業協同組合	1,200	500	80	30								38	2						
猿ヶ石川	内共第 28 号	上猿ヶ石川漁業協同組合	700	300	100	20		50						25		1	1			100	1
		猿ヶ石川漁業協同組合	400	150	50	30		100								1	1	1	10		10
豊沢川	内共第 29 号	豊沢川漁業協同組合	600	180	20	10		10						32							
和賀川(上流部)	内共第 30 号	西和賀淡水漁業協同組合	300	50	50									1	1						
和賀川(下流部)	内共第 31 号	和賀川淡水漁業協同組合	1,200	300	100	10								3	3						
胆沢川	内共第 32 号	胆江河川漁業協同組合	250	40	10	5								4	3						
広瀬川	内共第 33 号				20		5							2							
人首川	内共第 34 号				40	10	5							3							
衣川	内共第 35 号	衣川漁業協同組合	300	30	30									5							
磐井川	内共第 36 号	磐井川上流漁業協同組合		100	200									1							
砂鉄川	内共第 37 号	砂鉄川漁業協同組合	1,500	300	20	20								19	3						
大川	内共第 38 号	室根淡水漁業	70	30	10									4							

津谷川	内共第 39 号	協同組合	20	20	10								3									
合 計			22,483	12,069	3,102	485		790	120	1,000尾	51	15	2	265	44	13	8	15	15,600	110	21,600	1

注 1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あ ゆ 1尾の重量 6グラム

やまめ " 6 "

いわな " 6 "

うなぎ " 30 "

こ い " 50 "

2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。

3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。

4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定するなど産卵場の保護措置を講ずるものとする。

5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。

6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。